

# 大阪市立学校園教育実習実施要綱

大阪市教育委員会

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市立幼稚園、小学校、中学校、及び義務教育学校（以下「市立学校園」という。）において実施する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員免許状取得のための教育実習（以下「教育実習」という。）の実施に関し必要な事項を定め、教育実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

## (教育実習の体制)

第2条 教育実習は、市立学校園での教育実践を通じて、教育実習の対象者（以下「実習生」という。）自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、次世代の教員を養成する機会である。大学、短期大学又は教員養成機関（以下「大学等」という。）、教育実習を行う学校及び幼稚園（以下「実習校園」という。）及び大阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は教育実習の適切かつ円滑な実施にむけ協働して教育実習にあたる。

## (対象者)

第3条 教育委員会は、教育職員免許法に基づく普通免許状取得のために必要な教育実習を行う大学等からの申請により、市立学校園の教育課程の実施に支障のない範囲において、次に掲げる要件をいずれも満たす学生を実習生として受け入れることができる。

- (1) 教育職員免許状の取得が見込まれ、教職に就く意思があること。
- (2) 教育実習の期間中は、教育実習に専念できること。
- (3) 大学等が規定している教育実習の前に履修すべき単位数を修得していること。
- (4) 授業構想することや、学習指導案の立案ができ、幼児児童生徒に教育を施す者としての基本的な心構えを含め、大学等における教育実習に係る事前指導を受けていること。
- (5) 教育委員会が開催する「教育実習事前研修会」を受講していること。

## (教育実習の手続き)

第4条 市立学校園において教育実習を実施しようとする大学等は、以下の手続きを行うこと。

- (1) 大学等は、教育実習を希望する者に対し、実習校園から事前に承諾を得る手続きを行わせ、原則として教育実習を希望する年の前年度中に内諾書を教育委員会に提出すること。
- (2) 実習期間は、実習校園から事前の承諾を得る手続きの際に実習校園と大学等との間で調整し、内諾書に記載した期間とする。ただし、実習校園の事由により、実習期間を変更することができる。
- (3) 教育委員会は、実習校園を決定し、大学等に教育実習承認通知をもって通知する。

## (大学等の役割)

第5条 大学等は、教育実習の開始前に実習生に対し、第3条第4号に規定する事前指導を行う。

第6条 大学等は、教育実習の開始後、実習生の教育実習に臨む姿勢や資質・能力に問題が生じた場合には、速やかに個別の指導を行う。

第7条 大学等は、実習生について、実習開始までに大学等における健康診断の受診確認及び麻しん抗体有無確認等を終了しておくこと。

#### (市立学校園の役割)

第 8 条 市立学校園の校園長は、通常の教育活動に支障のない範囲で実習生の受入れに努めるものとする。

第 9 条 市立学校園の校園長は、教育実習希望学生と面接を行い、実習生としての適性について確認を行う。実習生としての受入について適当と認めた場合、校園長は大学等が用意した教育実習内諾書を大学等に交付する。

第 10 条 教育実習にあたっての実施プログラムの作成は、実習校園が行う。

#### (実習生の服務)

第 11 条 実習生は、教育実習期間中は教育実習に専念し、実習校園の校園長の指示に従わなければならない。

第 12 条 実習生は、地方公務員法 34 条（秘密を守る義務）及び大阪市個人情報保護条例を遵守し、教育実習中に知り得た個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

#### (実習生の体調管理・感染症対策等)

第 13 条 大学等は、実習生に対し、教育実習開始前から終了までの間、体調管理に留意し、良好な健康状態で教育実習に臨むことができるように指導すること。また、実習生の学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」（以下、「学校感染症」という。）への感染確認、感染拡大防止に向けて責任をもつこと。

第 14 条 大学等は、実習生に、教育実習開始 2 週間前から終了までの間、検温や体調管理に万全を期すよう指導すること。

第 15 条 教育実習開始の 2 週間以内から終了までの間に、実習生に体調不良等の症状がある場合や近親者に学校感染症の感染者がいる場合は、実習生は、実習校園及び大学等の指示・判断に従うこと。

#### (教育実習期間中の事故・保険等)

第 16 条 教育実習期間中に実習生に係る事故又は事件が発生した場合には、大学等は責任を持って連絡・対応しなければならない。

第 17 条 実習生の実習校園における実習期間中の災害及び往復途上での災害、学校又は第三者に与えた損害等については、当該災害の原因が実習校園・教育委員会に起因することが明らかな場合を除いて、実習校園・教育委員会はその責任を負わない。

第 18 条 大学等は、上記の災害等に備えるため、大学等の責任において、実習生に傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

#### (経費等)

第 19 条 実習校園の関係者は、教育実習実施に伴い大学等又は実習生から謝礼金等を受領しない。ただし、給食費、実習生の個人保有となる教材費等、実習生個人に帰属する費用については、実習生の負担とする。

#### (教育実習の辞退)

第 20 条 実習生が、教育実習を辞退する場合、速やかに、実習校園及び教育委員会に申し出ること。

#### (教育実習の中止)

第 21 条 教育委員会は、実習生が第 3 条に該当しないと認めた場合、第 12 条に違反して実習校園の校園長の指導に従わず、若しくは幼児児童生徒の個人情報を漏洩する等の行為を行った場合、実習校園の教育活動を妨げる行為を行った場合、又は、第 13 条、第 14 条並びに第 15 条の規定に違反した場合、教育実習を中止することができる。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。